



# しょうわ 広報

昭和48年5月発行 役場企画室 編集



## 町自慢

### 村自慢のテレビ出演

4月4日午後2時より25分間テレビ山梨の企画番組、「リビングやまなし」に、石原町長以下町民の多数が出演、昭和町の史跡、伝統、郷土芸能、および施設園芸などについて、司会者の質問に対し出演者は一生懸命説明し、最後に昭和音頭を踊りながら終わりました。

#### 町の人口

4月1日現在	
男	3,073人
女	3,074人
計	6,147人
世帯数	1,508人

あせらずに待つ！見る！守る！注意して

# 明るい町づくりのための 土地利用指導要綱決まる

先般の町議会三月定例会において、町の規則正しい開発を願うすべての町民を代表して「秩序ある町づくりと、環境保全宣言」を採択し、これにともなう指導要綱が、次のように決まりましたので、宅地造成などで、この要綱に違反していることがあったときには、注意し、みんなでよりよい町づくりを進めましょう。

## 一、目的

昭和町の計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある発展を図るため、この要綱により土地利用事業（以下「事業」という。）を行なう場合の指導基準等を定め、民間起業業者（以下「業者等」という。）が適切に事業を実施するよう指導するものとする。

## 二、対象事業

この要綱による対象事業は、主として業者等が、住宅・工業・レクリエーション等の用に供する目的で行なう事業（土地利用目的の変更・土地の区画・形質の変更等をいう。）とする。

## 三、指導方針

(1) 昭和町は、この要綱による

り県と相互に連携を図り、適切な指導、監督するものとする。

(2) 業者等の事業の取り扱いにあたっては、当該事業計画がその目的および内容において指導基準に合致するよう指導するものとする。

(3) 指導基準に適合しない事業については、当該事業の中止または変更等の勧告を行なうとともに、これに従わない場合は当該事業に係のある公共的事業等は一切行なわないものとする。

## 四、指導基準

業者等に対する指導基準は、次のとおりとする。

### (1) 一般の基準

ア 昭和町の長期総合計画

に適合するものであること。

イ 災害防止対策が十分講じられ、地域の防災上役立つものであること。

ウ その地域の将来の発展上望ましいものであって住民の福祉向上に貢献度の高いものであること。

エ 公共事業に支障をきたさないものであること。

オ 関係法令等に照らし適法なものであること。

カ 集団的優良農地、災害防止のため保全すべき土地、自然環境を積極的に保全すべき土地でないこと。

キ 給水施設、排水施設、交通施設等施設の計画は、町の既存の諸施設に影響を与えないよう対策が講じられる要件を備えていること。

ク 周辺地域の自然環境と調和し、かつ、自然保護と環境保全を配慮したものであり、また空地の管理も適切であること。

ケ 事業区域内の道路は、交通上支障のない幅員が確保され舗装及び関連道

路との関係が良好なものであること。

イ 工場排水、雑排水、し尿処理等の排水については環境が汚染されないよう配慮されること。

ウ 事業区域内にある河川、水路および事業区域下流の当該河川に対する溢水防禦上または、管理上に支障を及ぼさないものであること。

エ 防火水槽等必要な消防施設が設置されるものであること。

オ 公園、広場等の用地、および基本的施設が業者の負担により確保され、担供されるものであること。

### (3) 技術的基準

ア 都市計画施設

開発行為をしようとする土地の区域、およびその周辺の区域にすでに道路、公園、その他公共施設等に関する計画がある場合には、当該開発計画が昭和町総合計画に適合して設定されていること。

イ 道路計画

道路は、区域外の既存道路及び都市計画道路等

の機能を阻害しないようかつ、次の基準に適合し配置されていること。

一 開発区域内の道路の幅員は、六メートル以上（小区間で通行上支障ないと認めるときはこの限りではない。）とし、予定建築物の敷地が当該道路に接するよう配置すること。

ii 開発区域内の主要な道路は、区域外の九メートル以上（主として住宅の用に供するもの六、五メートル以上）の道路に接続すること。ただし周辺に規定幅員以上の道路がない場合で、かつ、交通上支障ないと認めるとき等やむを得ないときは、町と業者等で協議して定める。

iii 道路は、原則として階段状、または袋路状としないこと。

ウ 公園計画  
公園は、利用者の有効な利用が確保されるような位置に著しい狭長、屈曲等のない形状で、次の基準により配置されてい

ること。尚、自己の居住又は自己の業務の用に供するための開発行為については、この限りでない。

一 開発区域の面積が、〇・一ha以上〇・三ha未満の開発行為については、適当な広場又は緑地を一箇所設けること。

ii 公園の周囲には、さくを設けて一箇所以上の出入口を設けること。

エ 排水計画

開発区域内の排水は、周辺の地域の状況等も勘案のうえ推定される雨水および汚水を有効に排水できるように、次の基準により配置されていること。

一 開発区域内の下水（雨水及び汚水）は、有効に排水できる区域外の排水路、河川、その他の排水施設等に接続していること。

ii 雨水以外の下水は、原則として暗渠（内径二〇センチメートル以上）により排水されること。なお、道路に暗渠を設けるときの上被りは、交通に支障のない構造とする。

iii 管渠の始点、屈曲点、管の内径の幅の一〇〇倍以上の距離、その他管理上必要な位置にマンホールが設けられていること。ただし、管の内径三〇センチメートル以下のものは一〇メートル間隔とする。

い構造とする。



オ 敷地の安全

宅地を造成するときは、次のことを十分留意のうえ設計されていること。

一 沼地、湿地等軟弱地盤については、ボーリング等十分な地質調査を行ない造成後地盤の沈下、または隆起の生

じないよう配慮すること。

ii 地下水等の影響で、地盤のゆるみなどが生ずる恐れがあるときは、地盤の安全上必要な措置をとること。

カ 消防施設計画

消防施設が、消防法による基準に適合しないときは、同法に定める構造による消火栓、防火水槽等を設けること。

キ 上記基準以外のものは、都市計画法の基準を準用するものとする。

五、指導手順

- (1) 業者等は、事業を実施しようとするときは（土地の買収またはその計画の時点は土地利用協議書（別添）により事前に事業計画（土地の先行投資については予定される事業計画）等を添えて、町長に提出し協議するものとする。
- (2) 町長は、(1)により協議を受けたときは、この要綱により適切な指導を行なうものとする。
- (3) 町長は、(1)により協議を受けた事業については、庁内関係室、課長等で構成す

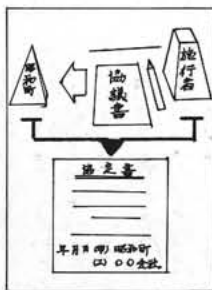
る土地開発調整委員会に付議し、検討するとともに、特に必要と認める事業については、都市計画審議会に付議し、その意見を聴取して、それぞれ指導基準に合致するものであれば、協議に同意するものとする。

(4) 事業の実施にあたっては、原則として町長と業者等との間で協定を締結し、円滑な事業の推進につとめるものとする。

六、次に掲げる地区等は除外とする。ただし、特に必要とするものは、この限りでない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五八号）に基づいて農用地利用計画が定められた地区。

尚、協議書、協定書は役場の企画室に用意してありますので、係までおいで下さい。







# 各課紹介

## 総務課

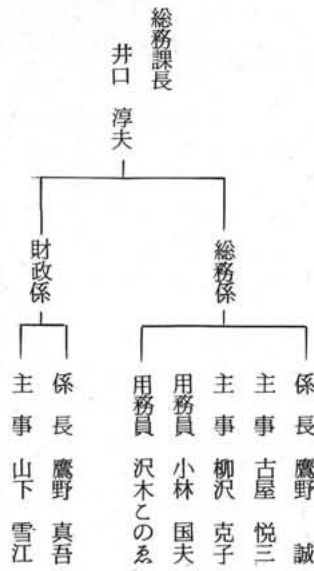
でんわ 2111

総務課は次のとおり二つに分れており、事務内容も地味な面がありますが、課員一同、地域住民の福祉のために努力いたしております。

### 「総務係」

秘書、儀礼、表彰等に関する

### 「構成」



ること。議会提出案件の統括に關すること。公文書の收受及び發送、条例、規則等の制定改廢、並びに告示、公告に關すること。職員の人事に關すること。境界変更、廢置分合等に関する。交通安全対策に關すること。他に行政一般と他の課及び他の係に屬さないこと。

### 「財政係」

町の才入才出予算の編成及び經理に關すること。町有財産及び營造物に關すること。収入支出命令、起債及び地方交付税に關すること。監査に關すること。消防に關すること。

## 収入印紙を忘れずに

### 税務課より

最近特に土地等の譲渡が激増し、これに伴い売人買人が交す契約書に収入印紙を貼り忘れたり、又金額の違う印紙を貼ったりとすると過怠税が課されます。この様な印紙税は文書そのものにかかる税金ですから印紙税のかかる文書をつくるときは、たとえ同じ内容のものを何通もつくる場合であっても、それぞれ



買手 売手

れの文書に印紙税がかかります。又その反面たとえ多額の取引を行なう場合であっても文書を作成しない場合は印紙税は課税されません。

特に気を付けて頂き度い点を次に例挙してみよう。  
◎ 領収書を持っていなかったら、領収書を発行したとき。

したことを、証明するものであれば、契約書となりますので、その内容に応じて印紙を貼って下さい。

◎ 元の契約書の内容を一部変更(金額等)して契約書をつくったとき。  
すでに成立している、契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするために、作る文書も同様に印紙を貼って下さい。

◎ 正式な契約書をつくらずに、念書、覚書、承諾書などを作って済ませた時。

念書や覚書でも契約の成立

### まちな乳児医療助成が 四月一日より実施されます。

昭和町では乳児にかかる医療費を助成することによって、乳児の健やかな成長に寄与するとともに、医療費の軽減を図るために次により助成を致します。

① 該当児は一才未満のもの(満一才に達した日からその属する月の末日までの期間を含む。)

② 助成金の額、各種保険法に係る一部負担金(本人負担分)を助成します。

③ 医療費の補助申請について、イ 病気等により医療をうける時、保護者は乳児医療助成資格証持参の上、役場窓口で、補助申請の手続きを

して下さい。  
ロ 医療費の助成は一ヶ月単位となっており、その月末に本人負担分を治療を受けた医院等の窓口で支払うとともに、先の申請書にその証明を受けて役場住民課へ提出下さい。

ハ その申請にもとづいて、後日役場から支払通知書が発行されますから、役場窓口で、助成金を受領して下さい。

以上大綱ですが、詳しい事は役場住民課 係へ問合せ下さい。



(共済事務に追われる職員)

合併になりました。この合併のねらいは、組合組織の合理化を図り、事業運営の

### 農業共済の広域合併スタート

峡中東部農業共済組合合併推進協議会(会長、田富町長森本長利)は、中巨摩郡東部の竜王町、玉穂村、昭和町、田富町の農業共済事業及び敷島町農業共済組合を合併するため、県の指導方針に基づいて一年間研究協議を重ねてまいりましたが、関係者の努力により本年四月一日

新組合の職員は、敷島農業共済組合の職員四名に、他の町村から新規に採用した職員各一名づつ計八名になるが、軌道にのるまで当分の間、今までの町村の担当職員が助言指導すると共に連合会より二名の職員が出向してその事務に当る。尚事務所は、本町の旧保健センターを使用してあります。 峡中東部農業共済組合 電話 〇五五二七五 二四〇一 (押原小体育館東側です)

基盤を強化して、農家へのサービスをしようとするものです。近年の経済成長により、地域農業は従来の米、麦、養蚕を中心とする農業から、国民生活の需要に応じた果樹、家畜、そ菜へとしだいに変わってきました。一方農業労働人口が都市に流れ兼業農家が増加しています。このような現状からみて、今までの組合規模では農業災害補償制度の効果を十分發揮することができなかつたわけです。 共済事業は、従来の農作物、蚕繭、家畜任意共済のほか、新たに果樹共済がとり入れられ、これから増加する果樹栽培の農家から期待されています。

## 戸籍コーナー

代理人による印鑑の登録と印鑑証明書の交付申請手続きのお知らせ。 印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付を受けようとするとき本人がやむを得ない理由で窓口へ出頭できないときは代理人に委任することとなります。 この場合は、委任状に必ず本人が所定の事項を明確に記入し、こ



= 川はゴミをすてる所ではありません =

## 川をきれいにしましょう

若草の緑も濃くなり、農作業がいがそがしくなるにつれて住民が水を使う機会が多くなります。それが伴なういろいろな問題が生じてきますが、特に最近川にゴミを流す人がふえ、町内各所で川が汙濘しています。交通の激しい道路では、事故の原因にもなります。 また田畑の中においても、田んぼの水口に棒切れや廃棄物などがつかえたり、畑の中に浸水

委任状の様式 (この委任状は必ずたのむ人が自分で書いてください) 委任状 (たのまれた人) 住所 氏名 生年月日 明治、大正、昭和 年 月 日 私を上記の者を代理人と定め私の印鑑登録の証明書 通受領(登録・切替登録・登録変更・登録廃止・照会書回答) に関するいっさいの行為を委任します 昭和 年 月 日 (たのむ人) 住所 昭和町 番地 氏名 (実印) 生年月日 明治、大正、昭和 年 月 日

れに署名、捺印(印鑑は登録済印)して代理人に実印と、とも又は登録しようとする印鑑二実 に持参させて下さい。

# わたしの広場



## 幼児及び家庭教育 学級に学んで

私はこの講座を受けられた事を心より感謝申し上げます、この講座を企画されました昭和町に厚く御礼申し上げます。私は二十回の講座を振り返りどの講座もみなすばらしい内容で、しかも修了してみると、あまりにも短かかった様な錯覚を致しております。又この講座に多くの事を学ぶことが出来ましたことを、本当に良かったと思います。講座を聞きながら、いつも感じた事は、自分が今まで家庭で子どもに対し、どうであったかと反省する点が多いのに驚きました。甲斐志郎先生の書かれた本の中から

- 一、子どもの気持が見える親になりましょう。  
子どもの気持を良く理解
- 二、子どもの話を真剣に聞いてください。  
よく聞くためには待つ事が大切です。
- 三、自分の気持で同じ事を、ほめたり、叱ったりする矛盾した態度はしないで下さい。

いろいろな身近な問題を例にとつてわかりやすく書かれた本を読み又先生のお話を聞きながら強く感じた事は、日常生活の中で、ちょっとした親の話し方によって、子どもはすばらしく良くなるものである事を教えられました。「子どもと遊び」この講座に心からひかれ、遊びの重要性を再認識しました。自由に手足を動かし、土を踏み、そして

自然の中で回りの物を良く見る、豊かな遊びは、創造力豊かな子どもを作り出し、自分の頭で考え、頭の体操をおこなっているのだと言う、遊びは脳の発達はもちろん、人格形成に重要な役割を持つものである事を教えられました。

又幼児期は、性格、人格の基礎が作られる人間の一生で最も大切な時代であると言うお話に育児に対する親の責任の重大さを感じ、親自身、自主的、自発的に学ばなければいけない事を痛感致しました。

これからは多くの講座で学んだ事を役立たせ、子どもと一緒に歩んでいきたいと思えます。

西条二区  
長谷川 文恵

テニス  
バトミントン部誕生  
昭和町体育協会内に本年より軟式テニス、バトミントン部が設立しました。みんなでスポーツを楽しむため一人でも多くの部員をお待ちしております。

連絡先  
テニス TEL 三四七〇  
井上 幸雄  
バトミントン TEL 三三三八  
志村 武夫

# 私たちの作品

### ● 句会の佳作

#### ○ 題 路の臺

晚酌の妻手際よき路の臺

押越 山田 清喜

湧水の辺り点々

路の臺 阿原 丸山 喜玉

三寒四温季節忘れじ

阿原 泉 東 翠

舌鼓打つや食膳

阿原 丸山 喜玉

路の臺ふと足元に気付きけり

阿原 中沢 静代

#### ○ 雪 解

雪解を告げて谷川水を増し

阿原 中沢 静代

雪解道雪駄取られし令夫人

阿原 泉 東 翠

雪解や待ちに待ったる背番号

押越 山田 清喜

北よりの便りは雪解知らせけり

阿原 中沢 静代

雪解道筋す事故の救急車

阿原 丸山 喜玉